

県立大学に関する動画制作業務委託仕様書

1 業務名

県立大学に関する動画制作業務委託

2 目的

県立大学の検討内容について、分かりやすく説明する動画を制作し、県民に周知することを目的としている。

3 委託業務の内容

(1) 制作する動画の要件

- ・ 2 パターンの動画のロングバージョン（3分程度）とショートバージョン（1分程度）の計4種類を制作する。
- ・ 画像縦横比は16：9とする。
- ・ 既存の県立大学パンフレットのデザインと調和のとれたデザインとすること。
- ・ 県立大学の検討内容について期待感やワクワク感を与える動画内容とすること。

(2) 制作する動画の概要

①パターン1＜大学生が企業や地域等で学ぶことについての説明動画＞

- ・ 内容
 - PBL やベースキャンプのイメージを説明し、大学生が企業や地域等で学ぶことについてイメージが具体的に湧くような内容とすること。
 - ※実際のPBLの学習現場やベースキャンプを撮影するものではない。PBLの授業風景やベースキャンプの風景を想起させるようなシーンを撮影し、動画にすること。
- ・ 撮影イメージⅠ（PBL）
 - 大学生が県内の企業や地域等で、企業や地域等の方と一緒に話し合いながら学習しているシーンを撮影。企業のオフィスに見える風景や、県内の地域等を撮影場所として想定。
- ・ 撮影イメージⅡ（ベースキャンプ）
 - 大学生がベースキャンプで活動しているシーンを撮影。
 - 公共施設、街なかの店舗の一角、企業の会議室等に見える風景を撮影場所として想定。
- ・ 撮影に必要なキャスト
 - 大学生役として3～4人程度、企業職員や地域の方役として3～4人程度のキャストを想定。
- ・ 動画の活用シーン
 - 企業や地域の方向けの説明会等での放映を想定。

※PBLとは

学生が県内の企業や地域等に一定期間赴き、学生自らが現場の課題を発見し、その課題を解決するための方法を考える学習。

県立大学では現場での課題解決型学習（PBL）を重視したいと検討している。

※ベースキャンプとは

県全体を学びのフィールドとしてPBLを展開するために、県内各地に学生の活動拠点としてベースキャンプを複数確保することを予定している。

ベースキャンプは、県内各地の公共施設や、街なかの店舗の一角、企業の会議室等を利用することを検討している。

②パターン2 <高大連携の説明動画>

・内容

県立大学では、県内高校の「総合的な探究の時間」に大学生や大学教員も参画するなど、高大の連携を推進したいと検討している。高大連携のイメージについて説明し、具体的なイメージが湧くような内容とすること。

※実際の学習現場を撮影するものではない。高大連携の学習風景を想起させるようなシーンを撮影し、動画にすること。

・撮影イメージ

高校の教室での授業に大学生や大学教員が参加し、話し合いながら学習しているシーンや、高校生が大学を訪問し、共に学習しているように見えるシーン等を撮影。

高校及び大学の教室等に見える風景を撮影場所として想定。

・撮影に必要なキャスト

高校生役として3～4人程度、大学生役として2人程度、大学教員として1人程度のキャストを想定。

※大学生役はパターン1のキャストと重複してもよい。

・動画の活用シーン

学生や保護者向けの説明会等での放映を想定。

(3) 動画制作にあたり必要な対応

・撮影場所の交渉や出演者の確保、各種調整等、必要な素材の撮影に必要な対応を行うこと。

・県有施設を撮影場所として使用する場合は、調整について可能な範囲内で県が協力する。

4 納品物

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 完成した動画データ (MPEG-4 形式) 1式

5 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日

6 契約上限額

4,000 千円

7 著作権等

- (1) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議のうえ、適切に対応すること。また、既存の県立大学パンフレットの素材を使用する場合は、当該パンフレットの制作者と著作権及び素材の使用料の取扱い等について協議のうえ、適切に対応すること。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものとする。

8 留意事項

- (1) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県に承諾を得ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。

9 本業務委託の委託料の支払い

完了払